

商店街向け・事業者向け



令和7年度

# 新潟市商店街活性化 支援制度のご案内

新潟市は、商店街団体や事業者が取り組む活動を応援しています。

令和7年4月 新潟市経済部商業振興課



## 目次

### どんな補助金が使えるのか確認したい

- |                |       |
|----------------|-------|
| 1 対象補助金チェックフロー | 1 ページ |
|----------------|-------|

### 商店街の施設整備や管理の支援を受けたい

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| 2 商店街環境整備事業           | 2 ページ |
| 3 商店街 LED 灯街路灯等維持管理事業 | 4 ページ |

### 商店街を活性化したい

- |               |       |
|---------------|-------|
| 4 つながる商店街支援事業 | 5 ページ |
|---------------|-------|

### 商店街等に新規出店したい

- |                |       |
|----------------|-------|
| 5 商店街空き店舗活用事業  | 8 ページ |
| 6 古町地区空き店舗活用事業 | 9 ページ |

### 補助金の活用事例や県の補助金についても知りたい

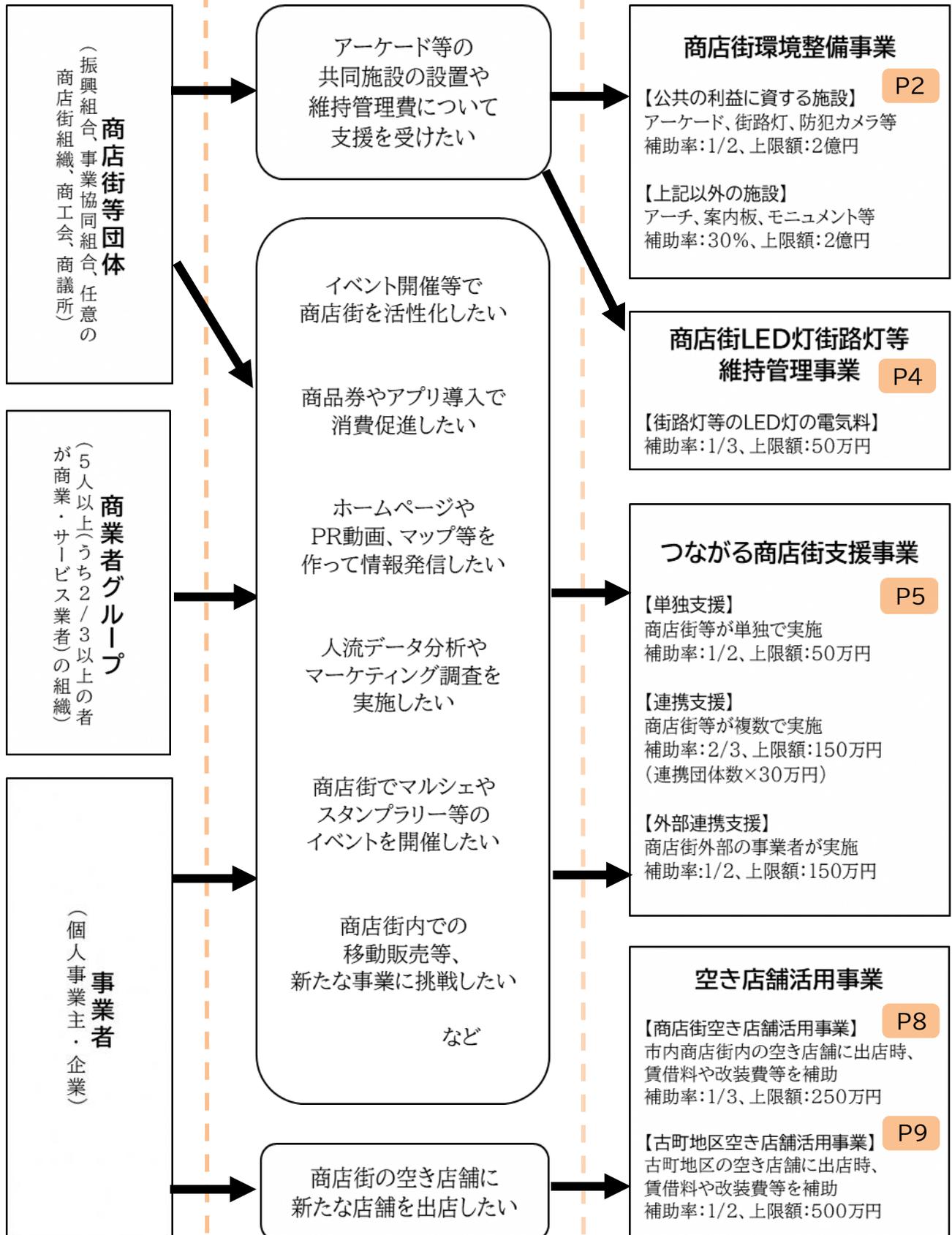
- |              |        |
|--------------|--------|
| 7 補助金活用事例集   | 10 ページ |
| 8 県補助金制度について | 13 ページ |
| 9 問い合わせ先     | 16 ページ |

# 1 対象補助金チェックフロー

誰が申請する？

何をしたい？

対象となる補助金は？



## 2 商店街環境整備事業

消費者の利便性、快適性、安全性の向上や商店街の振興及び美化を図るため、アーケード等の共同施設の設置、改修、撤去を行う取り組みを支援します。

### 1. 補助対象者

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合
- (2) 商店街を形成する任意の商店街組織  
(構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (3) 商工会
- (4) 共同施設の設置及び管理のために設置された団体  
(構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)

### 2. 補助対象事業等

商店街の共同施設の設置、改修、撤去を行う事業

区分	対象の共同施設	補助率	補助限度額
公共の利益に資する施設	アーケード、街路灯、防犯カメラ、ベンチ	1/2以内	2億円以内
上記以外の施設	アーチ、商店街等案内板、カラー舗装、シンボル、モニュメント	30%以内	

- ・ 全面改修する場合は、施設の竣工日から10年を経過していること。
  - ・ 一部改修する場合は、施設の竣工日から5年を経過していること。
  - ・ 撤去する場合は、施設の竣工日から耐用年数を経過していること。
- ※ 安全上の理由などがある場合はこの限りではありません。

### 3. 補助対象・対象外経費

- ・ 補助対象経費  
補助対象事業の遂行に直接関係する以下経費（消費税及び地方消費税を除く）。  
工事請負費、設備費、備品購入費、委託費、調査費
- ・ 補助対象外経費  
土地を購入、造成、賃借する経費、  
各種許認可等の申請に要する経費

## 4. 申請方法

### (1) 申請受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

※ 原則、前年度に各商店街団体に送付した「来年度事業調査票」に回答のあった事業で、各区役所産業振興担当課から予算の通知があったもののみ申請することができます。

※ 予算上限に達した場合、上記期間中でも申請受付を終了します。

### (2) 申請書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業（工事）計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 見積書（2者以上）
- ⑤ 付近見取図、平面図、立面図、現状の写真
- ⑥ 土地の所有又は利用に関する権限を証する書類
- ⑦ 建築確認が必要な場合はその通知書の写し
- ⑧ 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- ⑨ 納税証明書（市制度用） ※市税の課税団体の場合
- ⑩ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

### (3) 申請書類提出先

補助対象者の所在がある区役所産業振興担当課（16ページ参照）

※ 補助金の交付が決定される前に、事業に着手しないでください。

※ 申請前に必ずご相談ください。

### 3 商店街LED灯街路灯等維持管理事業

商店街の活性化及びまちなかの安心・安全の向上を図るため、商店街の街路灯等（街路灯及びアーケード照明）のうちLED灯の電気料を支援します。

#### 1. 補助対象者

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合
- (2) 商店街を形成する任意の商店街組織  
(構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (3) 商工会
- (4) 街路灯等の設置及び管理のために設置された団体  
(構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)

#### 2. 補助対象経費等

補助対象者が所有する街路灯等のうち、電力会社との契約名義が補助対象者であるLED灯の4月から翌年3月の1年間に生じる電気料（消費税及び地方消費税を除く）。

- ・補助率：3分の1以内
- ・補助限度額：50万円

※ 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。

#### 3. 申請方法

- (1) 申請書類
  - ① 補助金交付申請書
  - ② LED灯の電気料が把握できる書類
  - ③ 契約名義人が確認できる書類
  - ④ 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
  - ⑤ 納税証明書（市制度用） ※市税の課税団体の場合
  - ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

- (2) 申請書類提出先

補助対象者の所在がある区役所産業振興担当課（16ページ参照）

※ 補助金の交付が決定される前に、事業に着手しないでください。

※ 申請前に必ずご相談ください。

## 4 つながる商店街支援事業

商店街が多様化する消費者ニーズに応え、商店街エリアの集客や消費促進、賑わい創出を図るための取り組みを支援するとともに、複数の商店街等による連携を推進します。

### 1. 補助対象者

**単独支援** … 単独で実施する事業への補助

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合
- (2) 商店街を形成する任意の商店街組織  
(構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (3) 商工会議所、商工会 (支所単位での申請可)
- (4) 商業者グループ  
(5人以上の者で構成する公益性及び一体性のある組織で、構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)

**連携支援** … 連携して実施する事業への補助

- (1) ~ (3) を1つ以上含む複数の (1) ~ (4) で構成する公益性及び一体性のある組織

例) 商店街団体の連合組織、商店街団体と商業者グループで構成する実行委員会

**外部連携支援** … 商店街の外部の事業者が商店街と連携して実施する事業への補助  
連携する (1) ~ (3) に属さない事業者であり、設立後1年以上が経過し運営に継続性がある者

### 2. 補助対象事業

区分	事業内容	例
(1) 新規需要の創出 新たな消費者ニーズ に応えるために行う 事業	高齢者支援	商品の宅配・移動販売、商店街への送迎、買い物時の荷物預かり、空き店舗等での地域食堂
	子育て支援	買い物時の子ども預かり、子どものお店体験、空き店舗等での子ども食堂
	環境配慮	エコポイント、一店一エコ活動、マイバック・マイボトル運動、店内でのクール・ウォームシェア
	デジタル化対応	キャッシュレス導入、地域電子通貨の導入、EC参入、事業のデジタル化・オンライン化、
	インバウンド等広域対応	ガイドブック等多言語化、体験型ツアーの実施

区分	事業内容	例
(2) 集客・消費促進 市内外からの集客及び消費促進を図る事業	集客・消費促進	商品券発行、クーポン発行、抽選会、共同セールまつり、マルシェ、まちバル、まち歩き、スタンプラリー、朝市、夜市
	情報発信	ガイドブック、マップ、ホームページ、PR動画、まちゼミ
(3) 調査・分析 効果的な集客や消費促進の方法を調査、分析する事業	消費者・来街者等に対するアンケート調査・聞き取り調査、消費動向調査、マーケティング調査、AIを活用した人流データ分析	

### 3. 補助対象・対象外経費

#### ・補助対象経費

補助対象事業の遂行に直接関係する以下経費（消費税及び地方消費税を除く）。

謝金、賃金、旅費、消耗品費、燃料費・水道光熱費、食糧費、印刷製本費、通信費、保険料、使用料・賃借料、委託料、改装費・改造費、備品購入費

#### ・補助対象外経費

補助対象者の管理運営に係る経常経費や人件費、個人個店の資産形成に係る経費、会議等の食糧費、酒類等遊興費、販売目的の物品等の購入費又はその原材料費、他用途に転用可能な汎用的財産の取得費 等

### 4. 補助率・限度額

補助区分	補助率	補助限度額
単独支援	1 / 2 以内	50万円
連携支援	2 / 3 以内	連携する商店街等団体・事業者グループの数※ × 30万円（上限150万円） ※上記の数に加算できるのは、 ・同一の商店街等団体は年度内3回まで。 ・同一の事業者グループは年度内1回まで。
外部連携支援	1 / 2 以内	150万円

注：同一の補助対象者の申請は、年度内1回限りとなります。

注：同一の事業について、単独・連携・外部連携支援を併用することはできません。

## 5. 申請方法

### (1) 申請受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

※ 予算上限に達した場合、上記期間中でも申請受付を終了します。

※ 外部連携支援は、公募により事業者の応募を受け付け、選定委員会の審査により選定します。選定の結果、採択された場合に申請することができます。

### (2) 申請書類

① 補助金交付申請書

② 事業計画書

③ 収支予算書

④ 見積書

⑤ 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿

⑥ 納税証明書（市制度用） ※市税の課税団体の場合

⑦ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

### (3) 申請書類提出先（16ページ参照）

補助対象者の所在がある区役所産業振興担当課

外部連携支援の場合、連携する商店街等団体の所在がある区役所産業振興担当課

※ 補助金の交付が決定される前に、事業に着手しないでください。

※ 申請前に本市ホームページに掲載又は（3）の提出先等で配布予定の申請要項を必ずご確認ください。

## 5 商店街空き店舗活用事業

市内商店街の空き店舗に出店する事業者のうち、商店街との関わりに意欲があり、事業の継続性が認められる店舗の出店を支援します。

### 1. 補助対象者

以下事項に該当する者及び店舗

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者等
  - ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する者
  - ・ 商店街振興組合、事業協同組合、商店街を形成する任意の商店街組織等
  - ・ 特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人等
- (2) 市内の商店街の空き店舗に事業の継続性のある新たな店舗を出店する者
- (3) 開業届又は法人登記をした日から1年以上経過している者及び営業に関する決算を1期以上行っている者
- (4) 出店先商店街との関わりに意欲があり、賑わいや集客の向上に寄与する者
- (5) 市内からの移転ではない店舗

※ この他条件あり

### 2. 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助限度額
改装費等	通常：1／3以内	150万円
賃借料	UIJターン者・事業承継者の場合： 1／2以内	100万円 (賃貸借契約日から1年間)

※ 消費税及び地方消費税を除く

※ 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。

### 3. 申請方法等

- ・ 事業者を募集し、選定の結果採択された場合に申請することができます。
- ・ 募集期間 1次募集 令和7年4月30日(水)まで
  - ※ 1次募集の採択結果により、2次募集を行う場合があります
- ・ 応募にあたっては、出店先の商店街から出店に関する賛同を得る必要があります。
- ・ 補助金の交付が決定される前に、賃貸借契約の締結、備品売買契約の締結、店舗改装工事等を行わないでください。

※ 募集の詳細は本市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。

## 6 古町地区空き店舗活用事業

古町地区の空き店舗に出店する事業者のうち、商店街との関わりに意欲があり、事業の継続性が認められる店舗の出店を支援します。

### 1. 補助対象者

以下事項に該当する者及び店舗

- (1) 古町地区の空き店舗に事業の継続性のある新たな店舗を出店する者
- (2) 開業届又は法人登記をした日から1年以上経過している者及び営業に関する決算を1期以上行っている者
- (3) 古町地区商店街又はまちづくり会社との関わりに意欲があり、賑わいや集客の向上に寄与する者
- (4) 市内からの移転ではない店舗

※ この他条件あり

### 2. 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助限度額
改装費等	1 / 2 以内	400万円
賃借料		100万円 (賃貸借契約日から1年間)

※ 消費税及び地方消費税を除く

※ 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。

### 3. 申請方法等

- ・事業者を募集し、選定の結果採択された場合に申請することができます。
- ・募集期間 1次募集 令和7年4月30日(水)まで  
※1次募集の採択結果により、2次募集を行う場合があります
- ・応募にあたっては、出店先の商店街又はまちづくり会社から出店に関する賛同を得る必要があります。
- ・補助金の交付が決定される前に、賃貸借契約の締結、備品売買契約の締結、店舗改装工事等を行わないでください。

※ 募集の詳細は本市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。

## 7 補助金活用事例集

本市の補助金を活用して、効果的に商店街の集客・消費促進、賑わい創出に取り組んでいただけるよう、過去に実施した事業について、具体的な内容や効果をご紹介します。

### 1. カミフル門前市－上古町商店街振興組合

(R6 つながる商店街支援事業)

「上古町を普段ご利用いただいているお客様へ日頃の感謝を伝え、訪れる方もお店の方も楽しめるように」との思いで開催されたイベントです。

ひとつの事業で数多くの幅広い取り組みを実施 ➡ 効果も様々で好結果が期待

- 組合飲食店の食券が入ったお得なチケットを福袋形式で販売。
- 一定金額の買い物で、組合店舗で使える商品券をプレゼント。
- アーケード柱を利用してクイズラリーを実施し、正解者には組合店舗で使える商品券をプレゼント。

- ➡回遊効果
- ➡滞在時間の増加
- ➡再来街への効果

- 商店街の歴史やお店、物件をめぐる街歩きツアーを実施。
- 商店街内のストリートピアノを会場にした音楽祭の開催。
- 商店街内の専門学校と協力し、子ども向けの縁日を開催。

- ➡新規顧客獲得
- ➡外部や地域との交流

◎イベント実施により、商店街の回遊効果や再来街につながる効果、新規顧客の獲得など、多様な効果が生まれています。

2024年  
11月4日(月祝)  
10時〜16時

めぐる楽しい、上古町!  
今年の門前市のテーマは、

★お得なチケット販売は10時から

よ

kamifuru monzenichi



## 2. こんぴら通り商店街 スタンプフェア-株式会社 コム

(R6 つながる商店街支援事業 外部連携支援)

こんぴら通り商店街において、参加店舗から一定のスタンプを集めると、金刀比羅神社で奉納模型和船が無料で見学できるイベントです。地元民放局のグループ会社である株式会社コムと連携することで、こんぴら通り商店街の各店舗や金刀比羅神社、地域の宝物である模型和船を広く発信しようという取り組みです。

祝！佐渡島の金山 世界遺産登録記念

# こんぴら通り商店街 スタンプフェア

2025年2月28日(金)まで開催

絵馬型カード

下記のフェア参加の6店舗を利用して絵馬型カードをゲット!  
3つ以上のスタンプを集めると、金刀比羅神社所蔵  
国指定重要有形民俗文化財「模型和船」を無料見学できます。

フェア参加店舗

- 三幸舗 025-224-3357
- 海老寿DELUX 025-378-4471
- 坂井漬物商店 025-222-8328
- ハチャカメラ 025-221-0008
- 地酒街楽屋 吉川酒店 025-222-2832
- レストランテ ささき 025-222-6886

模型和船見学可能日時は、下記の日程の  
11時～12時、13時～14時。

2024年 10/27(日)  
11/13(水)・24(日)  
12/11(水)・22(日)

2025年 1/8(水)・26(日)  
2/12(水)・23(日)

NSTだすぎ!にいかた!  
チャンネルで  
紹介されました!

動画を  
チェック!

こんぴら通り商店街

➡株式会社コム(外部の事業者)の  
発信力を活かしたイベントで、  
商店街へ好影響



### 商店街と事業者が連携することによる効果

- ◎商店街の魅力を体感してもらえたことで、参加6店舗のイベント期間中における売上は前年度より増加し、商店街内の店舗の連携が深まった。
- ◎テレビやYouTube 動画で発信したことで、これらを見て訪れた新規のお客さんが増え、県内だけでなく県外の人にも商店街を知ってもらえた。
- ◎映像制作会社と連携することで、商店街の魅力を広く発信することができ、関心を持ってもらえた。

➡商店街と事業者が連携することで、商店街の回遊効果や新規顧客の獲得など、多様な効果が生まれています。

### 3. 上古町の百年長屋 SAN

(R3 古町地区空き店舗活用事業)

古町通三番町にある築100年の古民家を再生した上古町を体験する複合施設です。

喫茶に加え、デスクワーク機能やオンライン会議機能を備え、様々なイベント等が行える自由度の高い空間を設置。

➡ まちあそび学校KAIKOU!の会場やレクチャー交流の拠点など、多様なイベントで活用。

街のスタート地点として、来街者へ街の情報提供を行っている。



### 4. AKIHA OPEN STUDIO

(R3 商店街空き店舗活用事業)

子どもの柔軟な身体と心を育む、秋葉区新津本町3丁目にあるダンススクールです。

子ども向けのダンススクールに加え、週1回商店街とその周辺の関係者へストレッチ教室の開催や、レンタル事業を実施している。

➡ 加えて、新津美術館と共催でのダンス公演や、地域のまちづくり会社と連携してイベントへ参加するなど、多様な取り組みを行っている。



写真提供：@i\_jng

## 8 県補助金制度について

新潟県が実施する主な支援制度を紹介します。(全ての事業を掲載しているわけではありませんのでご注意ください。)

各事業の申請書提出先・問い合わせ先は15ページをご覧ください。

### A 「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業(第7弾)

物価高騰等の影響により、依然として一部では厳しい状況にある県内経済の回復を図るため、県内の事業者等で構成する団体による消費喚起や需要拡大に資する取り組みを支援します。

#### 1. 補助対象者

県内の事業者等で構成する団体

※事業協同組合、商工団体、商店街振興組合、社団法人・財団法人のほか、協議会、実行委員会等の任意団体を含む

※単独事業者での申請は対象外

#### 2. 補助対象経費

事業の実施に必要な経費

(謝金、賃金、旅費、使用料及び賃借料、設営費、販売プロモーション費、通信販売費、需用費、委託費、その他必要と認める経費)

#### 3. 補助率・限度額

補助率：1／2

補助金額上限：1,500千円

#### 4. 募集受付期間

令和7年3月7日(金)から令和7年4月28日(月)

※申請書の提出先は最寄りの商工会・商工会議所です。

## **B つながる商店街人材育成事業**

---

意欲ある商業者グループと商店街外部のプレイヤーとの連携による商店街活性化の取組を促進するとともに、地域商業の将来を担う若手経営者やリーダー等を育成することを目的とした業務を委託します。

### **1. 募集する企画提案の内容**

商店街と商店街外部のプレイヤーとが連携して行う、地域課題の解決に向けた取り組みを通じて、商店街の活性化を図る取り組み。

### **2. 業務を受託できる者**

以下のメンバーを含む、3名以上のグループ

- ・ 商店街団体に加盟する中小商業者
- ・ 商店街外部のプレイヤー

### **3. 委託費**

400 千円

### **4. 対象となる経費の例**

謝金、旅費、調査費、雑費、再委託費 など

### **5. 募集時期**

令和7年6月頃を予定

## C 商店街外部連携コーディネート事業

商店街と商店街外部のプレイヤー（NPO、社会福祉法人、学生、事業者等）との連携による商店街の活性化に取り組む商店街団体等に専門家を派遣し取り組みを支援します。

### 1. 対象者

商業者グループ※、商店街振興組合、商店街の活性化等を目的に設立された事業協同組合、まちづくり会社、商工会議所、商工会、市町村、その他県が認める団体。

※ 3名以上の中小商業者から構成されるグループで、原則として、グループ参加者全員が商店街で営業しているもの。

### 2. 実施の流れ

実施計画書を県に提出し、ヒアリングにより、実施計画が適当と認められる場合には、予算の範囲内で事業実施を決定し、専門家を派遣。

### 3. 経費の負担

#### (1) 専門家派遣に関する経費の負担

派遣する専門家の謝金と旅費は県が負担。

ただし、本事業の申込状況によっては、専門家謝金が高額なケースについて、実施主体に一部自己負担を求める場合あり。

#### (2) その他

会場借上料、資料代、看板等消耗品費、お茶代などの必要経費は実施主体が負担。

### 4. 募集時期

令和7年6月頃を予定

※「8 県補助金制度について」に関するものについては、下記へお問合せください。

新潟県産業労働部 地域産業振興課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 電話：025-280-5235（直通） メール： <a href="mailto:ngt050100@pref.niigata.lg.jp">ngt050100@pref.niigata.lg.jp</a>
---------------------	---

## 9 問い合わせ先

経済部 商業振興課	〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル5階 電話：025-226-1633（直通）
北区 産業振興課 商工観光グループ	〒950-3323 新潟市北区東栄町1-1-14 電話：025-387-1356（直通）
東区 地域課 産業文化振興室	〒950-8709 新潟市東区下木戸1-4-1 電話：025-250-2170（直通）
中央区 地域課 産業文化振興室	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT215階 電話：025-223-7054（直通）
江南区 産業振興課 商工観光・文化 スポーツグループ	〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5 電話：025-382-4809（直通）
秋葉区 産業振興課 商工観光係	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009 電話：0250-25-5689（直通）
南区 産業振興課 商工観光推進室	〒950-1292 新潟市南区白根1235 電話：025-372-6507（直通）
西区 農政商工課 食と産業振興室	〒950-2097 新潟市西区寺尾東3-14-41 電話：025-264-7630（直通）
西蒲区 産業観光課 観光交流・商工室	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690-1 電話：0256-72-8454（直通）

※最新の各補助制度情報については、新潟市経済部商業振興課のホームページに掲載しています。併せてご覧ください。

詳細はこちら

